

令和4年4月1日から 市リサイクルセンターの利用方法が変わります

市では、今年度、環境省の循環型社会推進交付金を活用し、市内大橋地区の市リサイクルセンター内に小型家電等資源化施設（リサイクルセンター管理棟）を整備しています。

そのため、新しい施設の使用を開始する令和4年4月1日からは、家庭から排出される小型家電や有害ごみ、古紙類の搬入場所が変わりますので、ご利用の際はご注意ください。

また、施設を利用する方や処理施設に従事する方の安全を確保するため、4月1日から敷地内では一方通行や進入禁止などの交通規制を行いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、市リサイクルセンターに搬入できませんので、産業廃棄物処理施設にて処理していただくようお願いします。

4月1日から搬入場所が変わるもの

- ・ 小型家電
- ・ 有害ごみ（蛍光管などの水銀使用製品）
- ・ 古紙類（新聞紙・雑誌・段ボールなど）

搬入場所が変わらないもの

- ・ びん・缶
- ・ ペットボトル
- ・ プラスチック容器包装類

